

(注意点)

- ・複数の診断書を送付している場合は、すべて医師に記入してもらいご提出ください。
- ・提出が遅れた場合や診断書の記載内容に不備がある場合は、年金の支払いが一時止まることがありますので、提出期限までにご提出ください。
- ・お困りの点がありましたら、ねんきんダイヤル（下記の電話番号参照）、お近くの年金事務所、または街角の年金相談センターまでお問い合わせください。
- ・1級または2級の障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている配偶者や子（※）がいる場合に、加給年金額や加算額を受け取ることができます。
（※）配偶者は65歳未満に限ります。
子は18歳になった後の最初の3月31日までの子、または、20歳未満で障害等級1級、2級の障害の状態にある子に限ります。
この他にも一定の条件を満たす必要があります。

一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ



0570 -05 -1165

● 050から始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-6700-1165

<受付時間>

月 曜 日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 7 : 0 0

火~金曜日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5

第2土曜日 午前 9 : 3 0 ~ 午後 4 : 0 0

※ 月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は午後7:00まで。

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 休日明けや通知が届いた直後は、電話が混雑します。
- おかけ間違いには、十分ご注意ください。



日本年金機構

Japan Pension Service